

静岡手形交換所の業務終了に伴う取扱い

I 静岡手形交換所の業務終了予定日

- ・ 全銀協は、令和3年12月16日(木)開催の理事会において、電子交換所における交換決済開始予定日を令和4年11月4日(金)とすることを決定している。(決済開始日は、令和4年7月の電子交換所システムサービスイン判定結果を踏まえ決定。)
- ・ 静岡手形交換所は、電子交換所の交換決済開始予定日の前営業日である令和4年11月2日(水)(交換日)を業務終了予定日(以下「業務終了日」という。)として電子交換所移行日前後の手形交換手続および取引停止処分に関する手続等の取扱いを下記のとおりとする。
- ・ なお、静岡手形交換所事業は、業務終了後、手形交換所システムの撤去、保証金返還、清算手続等の事後処理を行ったうえで、令和5年3月31日(金)をもって終了する。

II 手形交換関係

1. 手形交換業務の終了日

- ・ 手形交換業務は、業務終了日まで静岡手形交換所規則、同施行細則および各種関係規定等にもとづき通常どおり運用する。(手形等の持出および計数報告ならびに持帰時刻の繰上げ等の特別な措置は行わない。)
- ・ 各業務(本交換および文書交換)の終了日時は以下のとおり。
 - ① 持出手続
 - ・11月1日(火)(交換日:11月2日(水)分)全行の持出手続終了まで
 - ② 持帰手続
 - ・11月2日(水)午前9時30分まで

2. 交換戻決済の終了日

- ・ 静岡手形交換所の交換戻決済は、11月2日(水)の日本銀行における加盟銀行および当協会の当座勘定の振替をもって終了する。

3. 業務終了日に発生した不渡手形の返還の取扱い

(1) 返還方法

- ・ 交換日11月2日(水)分の不渡手形は、規則第40条ただし書きに従い、11月4日(金)午前11時までに持出銀行へ店頭返還するものとする。(11月1日(火)をもって持出手続きを終了することから逆交換による返還が不可となるため。)
- ・ 返還先は、細則第41条により交換母店または持出店としているが、店頭返還には代り金を伴うことから、返還先についてはあらかじめ持帰銀行と持出銀行の間で調整のうえ対応する。

- ・ 返還先を交換母店とする場合で、代り金の対応が困難な場合には、交換母店を所轄する店舗(本店等)とあらかじめ代り金の対応を検討する必要がある。
- ・ 受託銀行から持ち出された委託金融機関の手形を11月4日(金)以降に不渡返還する場合には、11月2日(水)をもって委託金融機関および受託銀行間の委受託契約等が解消されている可能性があるため、返還先について関係銀行間で協議のうえ対応する。
- ・ 受託銀行は、11月4日(金)以降に委託金融機関との委受託契約等が解消していない場合には、委託金融機関の持出に係る手形の返還等の対応が必要となる可能性があることに留意する。
- ・ 細則第40条に規定する不渡手形についても、11月4日(金)午前11時までに店頭返還することとするが、時限の延長が必要な場合には、関係銀行間で調整を行うこととする。

(2) 代り金

- ・ 規則第40条のただし書きの規定に従い、上記不渡手形の店頭返還時に代り金を受け取る。

4. 業務終了日に発生した混入手形の取扱い

(1) 返還方法

- ・ 交換日11月2日(水)分の混入手形は、規則第41条に従い、関係銀行間で調整のうえ、持出銀行への店頭返還、宛先銀行への手交等により処理する。
- ・ ただし、細則第44条第2項2号による返還は不可(交換業務終了に伴い翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組み込むことが不可のため)。
- ・ なお、受託銀行から持ち出された委託金融機関の混入手形の返還等を11月4日(金)以降に行う場合には、11月2日(水)をもって委託金融機関および受託銀行間の委受託契約等が解消されている可能性があるため、関係銀行間で協議のうえ対応する。
- ・ 受託銀行は、11月2日(金)以降に委託金融機関との委受託契約等が解消していない場合には、委託金融機関の持出に係る手形の返還等の対応が必要となる可能性があることに留意する。

(2) 代り金

- ・ 代り金は、細則第44条第2項1号、3号、4号の方法により授受を行う。(2号は、交換業務終了により不可。)
- ・ 細則第44条第1項1号に規定する「手形代り金支払通知書」(様式第36号)は使用できない。(交換業務終了に伴い翌営業日の交換決済が不可となるため。)

5. 業務終了日に交換違算金が発生した場合の取扱い

- ・ 交換日11月2日(水)に交換違算金が発生した場合には、規則第35条に従い、速やかにその原因を究明し、関係銀行間において清算する。

6. その他

(1) 交換関係帳票の保存

- ・ 規則第 29 条の規定により保存すべき交換関係帳票は、細則第 29 条に定める保存期間保存する。

(2) 期日交換の取扱い

- ・ 予備交換規定(第 2 章 期日交換)にもとづく月末日および交換所が指定した日の期日交換は、10 月 31 日(月)交換日分の手形の受渡しをもって終了する。(受渡日[期日交換実施日]:10 月 26 日(水))

Ⅲ 取引停止処分関係

1. 静岡手形交換所業務終了に伴う取引停止処分制度の取扱方針

- ・ 静岡手形交換所の取引停止処分制度および不渡情報は、手形交換業務の終了(11 月 2 日(水))をもって、以下のとおり取り扱う。
 - ① 取引停止処分制度の運営を終了する。
 - ② 不渡情報の共同利用を終了する。
 - ③ 取引停止処分の効力を失わせる。
- ・ 静岡手形交換所は、事業終了(令和 5 年 3 月 31 日(金))までに保有する不渡情報を削除し、同情報は電子交換所に引き継がない。

2. 不渡届

(1) 提出対象

- ・ 規則第 51 条にもとづく第1号不渡届、第2号不渡届は、交換日 10 月 28 日(金)[不渡報告・取引停止報告配付日:11 月 2 日(水)]分まで提出する。
- ・ 交換日 10 月 28 日(金)の不渡届の最終提出時限は以下のとおり。
 - ① 第1号不渡届(乙片)、第2号不渡届(乙片)

支払銀行は、10 月 31 日(月)午前9時 30 分までに静岡手形交換所に提出。
ただし、店頭返還した場合には、11 月 1 日(火)午前9時 30 分までに静岡手形交換所へ提出。
 - ② 第1号不渡届(甲片)、第2号不渡届(甲片)

持出銀行は、11 月 1 日(火)午前9時 30 分までに静岡手形交換所に提出。
- ・ 交換日 10 月 31 日(月)～11 月 2 日(水)分の不渡手形に係る不渡届は提出不要(支払銀行は不渡届甲片、同乙片ともに作成不要)とする。
- ・ 静岡手形交換所は交換日 10 月 31 日(月)～11 月 2 日(水)分の不渡手形に係る不渡処分および取引停止処分を実施しない。(当該手形の振出人等は処分対象とならない)

(2) 交換日 10 月 31 日(月)以降の不渡手形記入帳等の取扱い

- ・ 交換日 10 月 31 日(月)～11 月 2 日(水)分までの不渡手形は、上述のとおり不渡処分および取引停止処分に付さないが、当該不渡手形を参加銀行間で授受する際には、従来どおり不渡の区分に応じて不渡手形記入帳を使用する。

3. 不渡報告・取引停止報告

(1) 不渡報告・取引停止報告の通知

- ・ 規則第 52 条および第 53 条にもとづく不渡報告・取引停止報告は、11 月 2 日(水)付(交換日 10 月 28 日(金)分の不渡手形に係る処分)を最終とし、11 月 2 日(水)に参加銀行へ通知する。

(2) 追加、訂正および取消の取扱い

- ・ 不渡報告・取引停止報告の追加、訂正および取消の請求は、11 月 2 日(水)まで受け付ける。
- ・ うち、11 月 1 日(火)正午受付分までは、上記(1)および下記(3)の掲載データに反映させる。
- ・ それ以降の受付分については、受付時刻等を踏まえ、還元方法等も含め個別に対応する。

(3) 取引停止処分者・不渡処分者の全件データ還元(詳細は別途通知)

- ・ 上記不渡報告・取引停止報告とは別に、交換所は、業務終了時点で有効な取引停止処分者・不渡処分者の情報を紙媒体により還元する。

4. 異議申立

(1) 異議申立手続き

- ・ 規則第 55 条にもとづく異議申立は、交換日 10 月 28 日(金)分までの不渡手形に対して受け付ける(受付期限:11 月 1 日(火)午後 3 時)。
- ・ 10 月 31 日(月)～11 月 1 日(火)受付分の異議申立提供金については、原則として自己宛小切手によるものとする。
- ・ 交換日 10 月 31 日(月)～11 月 2 日(水)分の不渡手形については、上記 2.(1)のとおり不渡処分および取引停止処分の対象外のため、異議申立は受け付けない。
- ・ 11 月 2 日(水)をもって不渡手形審査専門委員会で審議中の事案の審議は打ち切ることであり、それ以降新たな審議は行わない。

(2) 異議申立提供金返還手続き

- ・ 11 月 2 日(水)業務終了時点で異議申立中の参加銀行は、差入れ中の異議申立提供金について、11 月 4 日(金)～11 月 11 日(金)までに返還手続きを行う。
- ・ 同手続きに当たり、当該銀行は、交換所に事前連絡のうえ来所日時を調整し、「異議申立提供金返還請求書兼受取書」(様式第 19 号)を持参する。
- ・ 上記請求書の返還事由の記載は、規則第 56 条によらず「第 9 号(その他)」とし、「取引停止処分の失効」と付記する。

- ・ 交換所は、該当する参加銀行に対して異議申立提供金返還請求依頼書は発出ししない。
- ・ 異議申立預託金の取扱いについては、参加銀行が実態に応じて対応のこと。

5. 取引停止処分者照会センター

- ・ 取引停止処分者照会センターは、11月2日(水)をもって照会業務を終了する。

6. 不渡情報の共同利用に当たっての公表文

- ・ 規則第53条の3にもとづき全銀協および参加銀行等が公表している標記公表文の取扱いは以下のとおり(詳細は別途通知)。

(1) 共同利用終了に係る「お知らせ」の追記

- ・ 令和4年7月に、電子交換所システムのサービスイン判定における電子交換所の交換決済開始日の決定をもって静岡手形交換所の手形交換業務終了日が確定するため、全銀協は、ウェブサイトに掲載している標記公表文冒頭に以下の「お知らせ」を追記予定。
- ・ 静岡県銀行協会も同様に、ウェブサイトに掲載している標記公表文冒頭に以下の「お知らせ」を追記予定。
- ・ 参加銀行も同様に、自行ウェブサイト等に掲載している公表文に追記を行う。

● お知らせ

- ・ 各地手形交換所は、令和4年11月2日(水)をもって交換業務を終了します。上記に伴い、不渡情報の共同利用を終了します。
- ・ 共同利用終了以降、各地手形交換所および各地銀行協会は、不渡情報の共同利用により取得した各地手形交換所の不渡情報を削除いたしますので、その削除後、当該情報について開示請求等を行われた場合、一律「該当情報はありません」とのご回答となりますのでご承知置きください。
- ・ なお、令和4年11月4日(金)以降の手形業務については、全国銀行協会が運営する電子交換所に引き継がれますが、各地手形交換所の不渡情報は電子交換所へ引き継がれません。

(2) 業務終了時の取扱い

- ・ 不渡情報の共同利用を手形交換業務終了日である11月2日(水)をもって終了するため、全銀協は、同日以降11月4日(金)までにウェブサイトに掲載している標記公表文を電子交換所における不渡情報の共同利用にあたっての公表文に差し替える(両公表文掲載ページのURLは同一)。
- ・ 静岡県銀行協会は、ウェブサイトに掲載している公表文の削除等、必要な対応を行う。
- ・ 参加銀行は、上記を踏まえ、自行ウェブサイト等に掲載している公表文の修正等必要な対応を行う。

7. 不渡情報の開示請求

(1) 参加銀行経由での開示請求

- ・ 「不渡報告・取引停止報告に係る開示請求、訂正または削除請求等の手続きについて」に規定する、参加銀行経由で静岡手形交換所宛の開示請求を受け付ける取扱いは、11月2日(水)をもって廃止する。

(2) 本人開示請求

① 受付期間

- ・ 個人情報保護法にもとづく本人から静岡手形交換所に対する不渡情報の開示請求は、11月2日(水)をもって受付を終了し、11月4日(金)以降に請求があった場合には、静岡手形交換所は、請求対象の不渡情報が存在しないことを通知する。

② ウェブページの取扱い

- ・ 事前周知として、上記6.(1)の記載のとおり、静岡県銀行協会ウェブサイト内の「不渡情報の共同利用の公表文」掲載ページのほか、開示請求手続きの掲載ページに同「お知らせ」を追記する。
- ・ 開示請求手続きの掲載ページは、同ページに掲載している不渡情報開示申込書を含め、11月2日(水)午後5時以降に削除する。

8. 取引停止処分者証明願

- ・ 中小企業倒産防止共済法、法人税法等の法令等にもとづく静岡手形交換所の取引停止処分に係る証明書の発行は、11月2日(水)をもって終了する。
- ・ 参加銀行は、11月2日(水)以降に顧客から参加銀行宛に証明願の発行について問合せを受けた場合、静岡手形交換所では不渡情報を削除しており証明書は発行できないことを案内する。
- ・ 上記取扱いについては、全銀協から関係先である国税庁、中小企業基盤整備機構、厚生労働省労働基準監督局宛に書面により通知済。

9. 不渡情報の厳正な管理

- ・ 交換所は、11月2日(水)をもって取引停止処分の効力を失わせるが、参加銀行において同日以降も不渡情報を保有する場合は、「不渡情報の保護と利用に関する自主ルール」に則り、情報漏えい等や目的外利用が生じないよう厳正に管理すること。

IV その他

1. 脱退手続きの要否

- ・ 交換業務終了に当たり、参加銀行は書面による脱退の申出(脱退届)を不要とする。

- ・ ただし、代理交換委託金融機関および受託金融機関間での契約等に関しては、所要の手続きを行うこと。

2. 保証金の返還

- ・ 規則第 20 条により参加銀行から静岡手形交換所に対して差し入れられている保証金は、年内を目途に返還する。(返還方法等については別途通知予定。)

3. 令和 4 年度経費分担金の取扱い

- ・ 手形交換業務は、令和 4 年 11 月 2 日(水)に終了することから、参加銀行が納付する令和 4 年度の経費分担金は、別途通知(令和 4 年 3 月 15 日静協令 3 第 27 号)による取扱いとする。

4. 交換参加店等の届出

- ・ 手形交換業務終了後、参加銀行は、細則第 23 条および第 24 条に規定する交換参加店、交換母店、不渡受入母店の変更等の届出は不要。
- ・ ただし、静岡手形交換所は、参加銀行に対し、静岡手形交換所の業務終了(11 月 2 日(水)後、事業終了(令和 5 年 3 月 31 日(金))までの間の連絡先窓口について、追って届出を依頼予定。

以 上